

特別養護老人ホーム第二敬和苑 運営規程

第1章 総則

(規程の目的)

第1条

この規程は、社会福祉法人やまと医正会が老人福祉法第15条第4項の規程に基づく設置の認可を受け、介護保険法第86条第1項の規程に基づく指定を受けた特別養護老人ホーム敬和苑（以下「施設」という。）の運営に関する事項を定め、効果的な施設運営と入所者に対する適正なサービスを確保することを目的とする。

(施設の目的及び運営の方針)

第2条

施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努めるものである。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保健施設その他の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条

施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 特別養護老人ホーム第二敬和苑
- 2 所在地 福岡県柳川市大和町塩塚1378番地

(入所定員)

第4条

施設の入所定員は50名とする。

(定員の遵守)

第5条

施設は、入所定員及び居室の定員を越えて入所させてはならないものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数)

第6条

施設に勤務する職種、員数は、次のとおりとする。

- ② 施設長 (管理者) 1名

② 事務員	3名以上
③ 医師	1名以上（非常勤）
④ 生活相談員	1名以上
⑤ 看護職員	3名以上
⑥ 介護職員	22名以上
⑦ 介護支援専門員	1名以上
⑧ 機能訓練指導員	1名以上（兼務）
⑨ 栄養士	1名以上（管理栄養士）

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ予算の範囲内でその他職員を置くこととする。
（職務の内容）

第7条

前条に掲げる職種の職務内容は、次のとおりとし、職員の具体的な業務分担については別に定める。

① 施設長

理事会の決定する方針に従い、施設の運営管理を一元的に行う。

② 事務員

施設の庶務及び経理の事務処理に関する業務を行う。

③ 医師

週2回の回診（火曜、金曜）を行い、入所者の診察と健康管理及び保健衛生の指導を行う。なお、利用者の心身の急変時はこの限りではない。

④ 生活相談員

入所者の生活相談、指導に関する業務を行う。

⑤ 看護職員

入所者の健康管理に努め医師との連絡調整を図る。

⑥ 介護職員

入所者の日常生活全般の介護の提供にあたる。

⑦ 介護支援専門員

入所者の施設サービス計画の作成等を行う。

⑧ 機能訓練指導員

入所者に対し、その心身の状況等に応じて個別機能訓練計画を作成して、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止する為の訓練を行う。

⑨ 栄養士（管理栄養士）

入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、献立の作成、栄養の計算、栄養ケア計画の作成、食品の管理及び調理指導にあたる
（勤務体制の確保等）

第8条

施設は、入所者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めるものとする。

2 施設は、当該施設の職員によって指定介護福祉サービスを提供するものとする。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

- 3 施設は職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

第3章 入所及び退所

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条

施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に際しては、入所決定時、入所申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、従業者の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により入所申込者の同意を得るものである。

(受給資格等の確認)

第10条

施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

- 2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するように努めるものとする。

(入退所)

第11条

施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

- 2 施設は、正当な理由なく、指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならないものとする。
- 3 施設は入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な処置を速やかに講じるものとする。
- 4 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めるものとする。
- 5 施設は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で検討するものとする。
- 6 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。
- 7 施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業所に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第12条

施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を

踏まえ、速やかに当該申請が行われるような必要な援助を行うものとする。

- 2 施設は、要介護認定の更新が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(入退所の記録の記載)

第13条

施設は、入所に際しては入所の年月日及び施設の名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする

(入所者の入院期間中の取扱い)

第14条

施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようにするものとする。

第14条 施設サービスの内容

(施設サービス計画の作成)

第15条

施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービスの計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。

- 2 計画担当介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の職員と協議の上、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成するものとする。

- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入所者に対して説明し、同意を得るものとする。

- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

- 5 第1項から第3項までの規定は、前項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

(施設サービスの取扱方針)

第16条

施設は、入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行うものとする。

- 2 指定介護福祉施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。

- 3 施設の職員は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 4 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わないものとする。
 - ・ 事業所は、緊急やむを得ない場合においては、管理者若しくは看護職員等が主治医又は嘱託医等へ連絡を行い、家族・医療機関・事業所にて協議の上、一時的に行うことが出来るものとする。又、解除する場合においても家族・医療機関・事業所において協議を行うものとする。
 - ・ 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束等を行った場合は経過観察記録・身体拘束に関する説明書に記録するものとし、家族及び医療機関・事業所の情報の共有化を図るものとする。
- 5 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(介護)

第17条

介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 施設は、1週間2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させるものとする。ただし、医師の指示により入浴させることができない場合は、身体の清拭を行うものとする。
- 3 施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
- 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者については、適切に取り替えるものとする。
- 5 施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を受けさせてはならない。
- 6 施設は、入所者に対し、その負担により、施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第18条

食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとする。

食事の時間は、朝7時30分、昼12時、夕6時とする。

- 2 食事の提供は、入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うよう努めるものとする。

(相談及び援助)

第19条

施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等を的確に把握するよう努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

第20条

施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

- 2 施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
- 3 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(機能訓練)

第21条

施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて個別機能訓練計画を作成して、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(健康管理)

第22条

施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるものとする。

- 2 施設は、看護職員により24時間連絡体制を確保し、入所者の健康上の管理等を行うものとする。

(衛生管理等)

第23条

施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 施設は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように感染症への対応方策を整備し、感染症管理体制の徹底を図るものとする。

(協力医療機関)

第24条

協力医療機関及び協力歯科医療機関は、次のとおりとする。

協力医療機関	藤野医院
所在地	柳川市大和町中島1054番地2
協力医療機関	柳川病院
所在地	柳川市筑紫町29番地
協力医療機関	ヨコクラ病院
所在地	みやま市高田町濃施480番地2
協力医療機関	長田病院
所在地	柳川市下宮永町523番地1

協力医療機関
所在地

福岡歯科クリニック（訪問歯科）
大牟田市大字歴木1807-80

第5章 利用料その他の費用

（利用料等の受領）

第25条

施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入所者から別表1に掲げる利用料の一部及び食事代・居住費の負担額の支払を受けるものとする。

ただし、入所者が利用料の減免の認定を受けているときは、その認定に基づく支払を受けるものとする。

- 2 施設は、前項に定めるもののほか、別表2に掲げるその費用の支払を受けることができる。
- 3 施設は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの費用に当たっては、入所決定時に、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得るものとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第26条

施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付するものとする。

第6章 施設利用に当たっての留意事項

（留意事項）

第27条

入所者は次の事項を守らなければならない。

- ① 職員の指導に従い、入所者相互の友愛と親和を保ち、日常生活において心身の安定を図るよう努めること。
- ② 施設及び居室の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために協力するとともに、身の回りを整え、身体及び衣類の清潔に努めること。
- ③ 建物、備品及び貸与物品は大切に取扱うよう努めること。
- ④ 火災予防上、次の点については特に注意を払い、火災防止に協力すること。
 - ア 喫煙は、所定の場所で行うこと。
 - イ 発火の恐れのある物品は、施設内に持ち込まないこと。
 - ウ 火災防止上、危険を感じた場合は、直ちに職員に連絡すること。
- ⑤ 飲酒は、施設長が定めた時間と場所で行うこと。

（面会）

第28条

入所者に面会しようとする外来者は、続柄、用件等を面会簿に記入して、面会時間等の留意事項に従い、面会しなければならない。

(外出・外泊)

第29条

入所者が外出又は外泊を希望するときは、事前に施設長に申し出なければならない。

(外出・外泊届の提出)

(健康保持)

第30条

入所者は、努めて健康に留意し、特別な事由がない限り、施設で行う健康診断、医療を受けなければならない。

(身上変更の変更)

第31条

入所者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたとき、速やかに施設長に届けなければならない。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第32条

施設は、非常防止と入所者の安全を図るため、別に定める防災に関する規程に基づき、常に入所者の安全確保に努めるとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第8章 その他施設運営に関する重要事項

(掲示)

第33条

施設は、当該施設の見えやすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第34条

施設の職員又は職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 施設は、居宅介護支援事業者に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得るものとする。

(利益供与等の禁止)

第35条

施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に施設を紹介するなどの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

- 2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受しないものとする。

(苦情処理)

第36条

施設は、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置するものとする。

2 施設は、その提供した施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 施設は、その提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(相談・苦情解決の方法)

1 相談・苦情解決の受付

相談・苦情は、面接、電話、書面などにより相談・苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接、苦情を申し出ることもできます。

(受付)

2 相談・苦情解決責任者 第二敬和苑施設長

(電話番号0944-75-7788 FAX番号0944-75-7778)

第三者委員 中村 香枝子 (連絡先 0944-76-2720)

小柳 楊治 (連絡先 0944-76-4451)

(地域との連携)

第37条

施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第38条

施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族に連絡をおこなうとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(入所者に関する市町村への通知)

第39条

施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

① 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

② 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(記録の整備)

第40条

施設は、従業者、設備、会計及び入所者に対する施設サービスの提供に関する記録を整備し、保存しておくものとする。

① 管理に関する記録

ア 事業日誌

イ 沿革に関する記録

- ウ 職員の勤務状況、給与等に関する記録
- エ 定款及び施設運営に必要な諸規定
- オ 重要な会議に関する記録
- カ 月間及び年間の事業計画及び事業実施状況表
- キ 関係官署に対する報告書等の文書綴

② 入所者に関する記録

- ア 入所者台帳
- イ 施設サービス計画書
- ウ 処遇日誌
- エ 献立その他給食に関する記録
- オ 入所者の健康管理に関する記録
- カ 緊急やむを得ない場合に行った身体拘束等に関する記録

③ 会計に関する記録

(看取り介護)

第41条

施設は、嘱託医・協力病院と連携し必要時は24時間の連絡体制を確保して必要に応じ健康上の管理等に対応すること。夜間は医療スタッフが不在で、看護師は緊急時の連絡により駆けつけるオンコール体制であること。

(緊急時等の対応)

第42条

施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師または施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(虐待防止のための措置)

第43条

事業所は虐待防止のための規定を整備し、必要な措置を講ずる。

(補則)

第44条

この規程に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

この規程は、令和4年11月1日から施行する。

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

この規程は、令和6年2月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和 6年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 8月 1日から施行する。

別表1 (第25条第1項関係)

第二敬和苑・利用料金 1割負担(1日あたり)

施設サービス費	要介護度1 670円	要介護度2 740円	要介護度3 815円	要介護度4 886円	要介護度5 955円
個別機能訓練体制加算	12円				
栄養ケアマネジメント強化加算	11円				
日常生活継続支援加算	46円				
夜勤職員配置加算Ⅳ	33円				
看護体制加算(Ⅰ)	6円				
看護体制加算(Ⅱ)	13円				
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40円/月				
サービスに係る1日あたりの自己負担(療養食加算は除く)	791円	861円	936円	1007円	1076円

※施設は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

介護職員処遇改善加算1---総利用単位数 14.0% (円)

<サービス利用料金(1日あたり)> (契約書第6条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)と食事代と居住費の自己負担額の合計金額をお支払ください。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

朝食 390円	昼食 555円	夕食 500円
居住費(1日あたり) 2066円		

別表2 (第25条第2項関係)

その他費用(希望者のみ)

散髪代	1,100円
-----	--------

別表1 (第25条第1項関係)

第二敬和苑・利用料金 2割負担(1日あたり)

施設サービス費	要介護度1 1340円	要介護度2 1480円	要介護度3 1630円	要介護度4 1772円	要介護度5 1910円
個別機能訓練体制加算	24円				
栄養マネジメント強化加算	22円				
日常生活継続支援加算	92円				
夜勤職員配置加算Ⅳ	66円				
看護体制加算(Ⅰ)	12円				
看護体制加算(Ⅰ)	26円				
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	80円/月				
サービスに係る1日あたりの自己負担(療養食加算は除く)	1582円	1722円	1872円	2014円	2152円

※施設は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

介護職員処遇改善加算1---総利用単位数 14.0%(円)

<サービス利用料金(1日あたり)>(契約書第6条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)と食事代と居住費の自己負担額の合計金額をお支払ください。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

朝食 390円	昼食 555円	夕食 500円
居住費(1日あたり) 2066円		

別表2 (第25条第2項関係)

その他費用(希望者のみ)

散髪代	1,100円
-----	--------

別表1 (第25条第1項関係)

第二敬和苑・利用料金 3割負担(1日あたり)

施設サービス費	要介護度1 2010円	要介護度2 2220円	要介護度3 2445円	要介護度4 2658円	要介護度5 2865円
個別機能訓練体制加算	36円				
栄養マネジメント強化加算	33円				
日常生活継続支援加算	138円				
夜勤職員配置加算Ⅳ	99円				
看護体制加算(Ⅰ)	18円				
看護体制加算(Ⅱ)	39円				
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	120円/月				
サービスに係る1日あたりの自己負担(療養食加算は除く)	2373円	2583円	2808円	3021円	3228円

※施設は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

介護職員処遇改善加算1---総利用単位数 14.0%(円)

<サービス利用料金(1日あたり)>(契約書第6条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)と食事代と居住費の自己負担額の合計金額をお支払ください。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

朝食 390円	昼食 555円	夕食 500円
居住費(1日あたり) 2066円		

別表2 (第25条第2項関係)

その他費用(希望者のみ)

散髪代	1,100円
-----	--------